

## 大阪市立城東区民センターのご利用についてのお知らせ

現在、大阪市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組みとして令和2年3月20日までに開催する大阪市主催の行事等について(一部除き)中止又は延期しています。

この期間に、城東区民センター(区役所附設会館)をご利用予定の皆様(主催者)様におかれましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を理由として、利用の中止(キャンセル)をお考えであれば、使用料の還付(返金)ができますので施設にお申出ください。

利用中止(キャンセル)による還付(返金)ができるもの

### 変更前

- ご利用日が令和2年3月20日までの間の申込の利用中止(キャンセル)

### 変更後

- ご利用日が令和2年3月21日以降の当面の間の申込の利用中止(キャンセル)に変更になりました。

- 区役所附設会館条例第14条第1項第1項より(抜粋)

災害その他特別の事由により施設又は附属設備を使用することができなくなったとき

※その他の理由による利用中止(キャンセル)につきましては、従来どおり使用料の返金ができない期間ですので、ご了承ください。

ご利用をお考えの皆様(主催者)様へお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、マスクの着用や手洗い・うがいなどの対策をお願いいたします。

大阪市立城東区民センター指定管理者

電話番号 06-6932-2000

FAX 番号 06-6932-2030